



第三小学校における不審者侵入事案に関する刑事裁判の判決について

校長 田村 聰

昨日、5月に発生しました本校への不審者侵入事件に関する刑事裁判の判決が出されました。

事件発生以降、学校行事には保護者の皆様の温かいご理解とご協力を賜りながら、全て予定通り実施することができました。深く感謝を申し上げます。

子ども達にとっては、普段の言動には表れてこない心の傷があると考えられます。12月の学校だよりもお伝えしましたが、教職員一同、今後とも子ども達の気持ちに寄り添いながら、ていねいな対応を続けてまいります。ご心配な点などございましたら、担任・管理職、養護教諭やスクールカウンセラーまでご遠慮なく相談してくださるようお願い申し上げます。

判決を受け、立川市教育委員会の飯田芳男教育長より、保護者の皆様あてのメッセージをいただいておりますので、掲載いたします。

第三小学校保護者の皆様へ

平素より本市の教育行政並びに第三小学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、先般、第三小学校において発生した不法侵入事案につきまして、お子様と保護者の皆様には多大なるご心配とご不安をおかけしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。本事案に関し、令和7年12月16日、東京地方裁判所立川支部において、立川市立第三小学校における不審者侵入事案に関する刑事裁判（同序令和7年（わ）第587号）の判決が被告人2名に言い渡されました。

本市教育委員会では、本事案を重く受け止め、警察をはじめとする関係機関と連携しながら、学校の安全管理体制の点検及び見直しを行うとともに、再発防止に向けた取組を進めています。

今後も、児童が安心して学校生活を送ることができる環境の確保を最優先に、継続的な安全対策の強化に努めてまいります。

保護者の皆様におかれましては、引き続き本市教育委員会及び学校の教育活動にご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

立川市教育委員会 教育長 飯田 芳男

本校は引き続き、「学校危機管理マニュアル」に基づき、「安全確保簡易チェックリスト」を活用しながら、立川市教育委員会・立川警察署をはじめ関係諸機関と連携をとり、全児童が安心・安全な学校生活を送ることができるように努めてまいります。2学期同様に、学年末となる3学期もよろしくお願い申し上げます。